

子育て・若者世帯住宅取得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この補助金は、定住する意志をもって住宅を取得する子育て・若者世帯に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、住宅の取得を促進することにより、人口流出の抑制や定住人口の拡大を図り、活力ある町を築くことを目的とする。その交付等に関しては、白鷹町補助金等の適正化に関する規則(昭和52年規則第5号。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 白鷹町の住民基本台帳に記録され、かつ、白鷹町内に自ら所有する住宅に5年以上居住することをいう。
- (2) 住宅 自ら居住の用に供する一戸建ての住宅をいう。
- (3) 取得 住宅を新築すること、又は建売住宅を購入することをいう。ただし、建売住宅は建築後1年以内で、かつ、人が住んだことがないものに限る。
- (4) 町内業者 白鷹町内に所在地を有する個人事業者又は白鷹町内に本店若しくは主たる事務所を有する法人事業者をいう。
- (5) 若者世帯 申請時の世帯員全員の年齢が満50歳未満で、夫婦若しくは夫婦と子からなる世帯又は母子若しくは父子世帯をいう。(住宅の取得後に世帯員全員の年齢が満50歳未満となる世帯を含む。)
- (6) 移住世帯 申請時の世帯員全員の年齢が満50歳未満であって、夫婦若しくは夫婦と子からなる世帯又は母子若しくは父子世帯が、白鷹町外に1年以上居住し、かつ、白鷹町内に世帯員全員が転入する世帯をいう。

(交付の対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者でなければならない。

- (1) 白鷹町での定住を目的に住宅を取得する者
- (2) 白鷹町に住所を有する者(補助金交付申請時には白鷹町に住所を有しないが、補助金申請年度の3月31日までに白鷹町内に転入し、居住する予定

の者を含む。)

(3) 補助金申請年度の3月15日まで、実績報告書を提出できる者(災害その他の理由により、期限までに提出することが困難であると町長が認めたときは、この限りでない。)

(4) 町税等の滞納がない者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、町長の定める予算の範囲内において、次のとおりとする。

(1) 白鷹町内に住宅を取得する若者世帯については、60万円とする。

(2) 白鷹町内に住宅を取得する移住世帯については、100万円とする。

(補助金の加算)

第5条 町内業者から住宅を取得する世帯については、30万円を加算する。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、住宅の建設工事の前(購入にあつては売買契約の前)に子育て・若者世帯住宅取得支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 建築工事請負契約書又は建売住宅売買契約書の写し

(2) 着工前写真(購入にあつては住宅の写真)

(3) 居住予定者の住民票謄本

(4) 居住予定者の納税証明書

(5) 住宅の位置図及び平面図

(6) 移住世帯にあつては本籍地の自治体が発行する戸籍謄本の附表

(7) その他町長が必要と認めたもの

(交付決定の通知)

第7条 町長は、補助金の交付申請があつたときは内容を審査し、適当と認めるときは、子育て・若者世帯住宅取得支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付決定にあたり、交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(申請内容の変更等)

第8条 前条第1項の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更し、又は取り下げをするときは、子育て・若者世帯住宅取得支援事業変更（取下げ）承認申請書（様式第3号）により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、子育て・若者世帯住宅取得支援事業変更（取下げ）承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、住宅を取得し、かつ、入居したときは、子育て・若者世帯住宅取得支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 住宅の登記事項証明書等本人所有が確認できる書類の写し
- (2) 居住予定者の住民票謄本
- (3) 取得した住宅の写真
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項に規定する実績報告書は、事業完了後速やかに当該年度の3月15日までに提出しなければならない。

(補助金の確定)

第10条 町長は、前条に規定する届出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、子育て・若者世帯住宅取得支援事業補助金確定通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

(交付請求)

第11条 交付決定者は、前条の規定による通知を受領したときは、子育て・若者世帯住宅取得支援事業補助金請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し等)

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) その他町長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された交付決定者が、既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。